



基労補発第 1129001 号
平成 14 年 11 月 29 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契 印 省 略)

本省報告の廃止について

今般、下記事務連絡に基づく各局から本省への報告を、事務簡素化の観点から、下記のとおり廃止することとしたので、各局においては事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 平成 6 年 9 月 30 日付け補償課長事務連絡「労災保険における訪問看護の給付に係る事務処理について」（労災管理課長、労災保険業務室長連名）の記の 6 の(1)を削除する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日付け補償課長事務連絡第 10 号「労災診療協議会等の設置に当たっての留意点について」を次のとおり改正する。
 - (1) 記の 3 の(3)を削除する。
 - (2) 様式 2 を削除する。